(法務委員会)

外国 弁 護 士 に よる 法 律 事 務 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 す る 特 別 措 置 法 の <u>ー</u> 部 を 改 正する法律 案 閣 法 第 \equiv 兀

号) (衆議院送付) 要旨

本 法 律 案 は、 法 律 事 務 \mathcal{O} 玉 際 化 専 門 化 及 び 複 雑 多 様 化 に ょ ŋ 的 確 に 対 応 する た め、 外 玉 法 事 務 弁護 士 が

社 員 کے な ŋ 外 玉 法 に 関 す る 法 律 事 務 を 行うことを目 的 とす る 法 人 \mathcal{O} 制 度 を 創 設 L ようとす る b \mathcal{O} で あ り、 そ

の主な内容は次のとおりである。

外 玉 法 事 務 弁 護 士 は、 外 玉 法 事 務 弁 護 士 が 社 員 لح な り 外 玉 法 に 関 す る 法 律 事 務 を行うことを目 的 とす る

法 人 以 下 外 玉 法 事 務 弁 護 士 法 人 لح 1 う。 を 設 立 す るこ とが で 'きる。

外 国 法 事 務 弁 護 士 法 人 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 執 行 等 に つ ١ ر て、 所 要 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 す る。

 \equiv 外 玉 法 事 務 弁 護 士 法 人 は 複 数 \mathcal{O} 事 務 所 を 設 けることが できるも のとし、 そ \mathcal{O} 事 務 所 に、 当 該 事 務 所 0)

所 在 す る 地 域 \mathcal{O} 弁 護 士 会 0 会 員 で あ る社 員 を 常 駐 さ せ な け れ ば な 5 な

兀 外 玉 法 事 務 弁 護 士 法 人 は 主 一たる事 務 所 \mathcal{O} 所 在 する地 域 \mathcal{O} 弁 護 士 숲 及び日 本 弁護 士連合会に入会するも

のとする。

五.